

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める 意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になる。

また、最近では、うつや認知症の危険因子になることも指摘されている。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器の価格は1個あたり概ね3万円～20万円であり、保険適用ではないため全額自己負担となっている。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は、購入後に医療費控除が受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入している実態にある。

欧米では補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国において、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

豊岡市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

」
殿
「